

第 53 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 4 年 2 月 14 日 (月) 18:00~18:45

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 真由美 構成員
(以上 7 名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 相互接続推進部 部長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
田中 幸治 設備本部 相互接続推進部 部長
KDDI 株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部 相互
接続部 部長
南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部 移動
相互接続課 課長
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部 アクセス
相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会 運営分
科会主査
金丸 二郎 MVNO 委員会運営分科会 運営分
科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
小畑 至弘 常任理事

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

鶴巻 悟 事務局長

株式会社 N T T ドコモ 田畑 智也 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総務課長、
木村事業政策課長、川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
中島料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

■ 議事概要

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）
- ・ 事務局より、資料 53-1 及び資料 53-2 について説明が行われた後、質疑が行われた。

■ 議事模様

○ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）

【辻座長】 それでは、議事を開始いたします。

本日の議題は、卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）であります。

本件につきましては、昨年 12 月 21 日の第 51 回会合において議論いたしました卸協議の適正性の確保に係る制度整備の案に対して、12 月 25 日より 1 月 28 日までの間、パブリックコメントを実施してまいりました。

今回は、そのパブリックコメントに提出された意見及びそれに対する考え方、またそれらを踏まえた取りまとめ案につきまして事務局より説明していただき、その後、質疑応答を行う時間を設けたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料53-1及び資料53-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等がございます構成員の皆さんは、チャットもしくは御発言にてお知らせいただければありがたいと思います。

それでは、どなたからも結構ですので、御意見をお願いしたいと思います。

それでは、相田構成員から発言の御希望がございますので、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 ほかにあまり発言を希望される方がいらっしゃらないので、ほとんど感想の域なんですけれども、資料53-2のほうの6の(1)のところでしょうか。文言が卸役務提供義務、卸役務を提供する、イエス・ノーというような書き方になっているんですけれども、実際にこちらが希望しているのは、卸料金、卸提供のタイミングというその卸提供の条件、5W1Hですね、が適切であることを求めているということなので、提出された意見を見ていても、全般的に卸元さんとこちらが考えていることの間でそういった擦れ違いがあるかなという印象がありましたので、場合によっては、そういう条件が大事なんだというような直接的な表現をもう少し加えてもいいんじゃないかなという感想を持ちました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは事務局、何か御回答がございますでしょうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今御指摘いただいた点は大変重要な点かと思っておりますので、資料53-2の書き方につきましては、今いただいた御意見を踏まえまして、もう一度検討させていただきたいと思っております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。相田構成員の御指摘はもっともだと思いますので、文言等につきましては、できるだけ慎重な表現をお願いしたいと思います。

では、そのほかに御意見、あるいは御感想はございますでしょうか。特段ございませんでしょうか。

佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。コメントになります。

幾つか卸元の事業者さんから、事業者間協議をこれから真摯にやっていくから見守ってほしいという意見もありました。それは当然のことでやっていただきたいということですが、やはり事業者間協議が機能してこなかったという事実に基づいて、今回、制度的基盤を整備するということになったと思いますので、今回のような政策対応で結構だと思うところであり、また引き続き事業者さんは真摯に協議を進めてほしいと思います。

それから、意見1のところ、既存のいろいろな仕組みの中で対応できるのではないかというふうなことも卸元の事業者さんが言っておられて、考え方のところ、紛争処理委員会の話も出ています。例えば紛争処理委員会があるじゃないか、モバイルであったように大臣裁定で要望できるのではないか、そういう手段もあると言われても、これは競争政策ではない。競争政策として継続的に協議が成り立って、適正な卸料金、卸の条件が決まっていくということが大事だと思いますので、今回の法整備は必要なことだと考えています。

あとは、全般的に特に変更すべきところは私としてはなかったと思いますので、本日、このような形で考え方が整理されたということで結構だと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

今回のこの議論は、何回もやってきた上にさらに念を押してもう一度パブコメということになっておりますので、大部分の議論は、それ以前に繰り返し行ってきたところであり、今、佐藤構成員が言われましたように、それでもまだ問題というんでしょうか、協議が解決していないところ、あるいはまだ始まっていないところがありますので、基本的な考え方等は、今日、考え方でまとめていただいたもので結構だと思います。残っている課題につきましては、今後とも精力的に、まさしく競争政策として我々が考えているところを実行していきたいと思います。

それでは、ほかにごございませんでしょうか。

それでは、ごいませんようでしたら、ちょっと短めでしたけれども、本日の会合はここまでとさせていただきます。

それでは、最後に次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございます。

た。今、相田先生から御指摘のございました点につきましては、相田構成員とも相談させていただいて、その上で文言の修正を検討させていただきたいということで考えてございます。

また、その後、取りまとめいただきました卸協議適正性の確保に係る制度整備につきましては、総務省ホームページにて公表するということを予定しております。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【辻座長】 それでは、本日の議題は終了いたしましたので、これをもちまして、第53回会合を終了したいと思います。本日はどうも皆様、ありがとうございました。

以上